

函館市福祉のまちづくり条例整備基準適合状況（平成30～令和2年度）

令和3年度 函館市福祉のまちづくり推進委員会	
令和3年11月4日	資料1

○条例の対象：施設の新築や出入口、廊下など整備基準に関わる部分の増改築等を行った公共的施設

○届出数：平成30～令和2年度の各年度において、条例に定める「新築等の届出」があった公共的施設

【届出のあった公共的施設の内訳】

（単位：件）

区分	H30	R元	R2
1 病院・診療所等	4	4	6
2 劇場、観覧場、映画館等			
3 集会場・公会堂等	4		1
4 展示場等	1		
5 物品販売業を営む店舗	28	6	10
6 ホテル・旅館等	10	3	1
7 老人福祉施設等	10	5	8
8 遊技場・体育館等	1		1
9 博物館・美術館等			
10 公衆浴場等	1		
11 飲食店	11	9	4
12 サービス業を営む店舗	5	3	2
13 金融保険業を営む店舗		2	
14 自動車車庫			
15 公衆便所			
16 公益上必要な建築物			2
17 学校	10	4	2
18 事務所	2	2	1
19 共同住宅・寄宿舎等	2	1	2
20 地下街等			
21 その他			1
合計	89	39	41

【令和2年度届出のあった公共的施設における整備対象箇所の内訳】

（単位：件，%）

整備対象箇所	全項目において基準に適合している施設			一部の項目において基準に適合していない施設			全項目において基準に適合していない施設		
	H30	R元	R2	H30	R元	R2	H30	R元	R2
1 出入口	44(51.2)	12(31.6)	17(45.9)	40(46.5)	22(57.9)	19(51.4)	2(2.3)	4(10.5)	1(2.7)
2 廊下等	19(24.7)	6(16.2)	9(26.5)	50(64.9)	25(67.6)	20(58.8)	8(10.4)	6(16.2)	5(14.7)
3 階段	9(19.1)	2(13.3)	4(26.7)	36(76.6)	11(73.3)	11(73.3)	2(4.3)	2(13.3)	0(0.0)
4 エレベーター	6(42.9)	2(22.2)	1(14.3)	8(57.1)	4(44.4)	4(57.1)	0(0.0)	3(33.3)	2(28.6)
5 便所	22(30.1)	5(14.7)	5(13.9)	36(49.3)	18(52.9)	21(58.3)	15(20.5)	11(32.4)	10(27.8)
6 駐車場	19(33.9)	1(4.0)	8(25.0)	11(19.6)	7(28.0)	9(28.1)	26(46.4)	17(68.0)	15(46.9)
7 敷地内通路	22(28.9)	2(5.7)	8(22.9)	49(64.5)	29(82.9)	27(77.1)	5(6.6)	4(11.4)	0(0.0)
8 洗面所	21(34.4)	8(28.6)	10(34.5)	21(34.4)	11(39.3)	9(31.0)	19(31.1)	9(32.1)	10(34.5)
9 浴室等	11(55.0)	5(55.6)	2(33.3)	7(35.0)	1(11.1)	3(50.0)	2(10.0)	3(33.3)	1(16.7)
10 シャワー室等	1(25.0)	0(0.0)	1(16.7)	1(25.0)	2(40.0)	2(33.3)	2(50.0)	3(60.0)	3(50.0)
11 観覧席等	0(-)	0(0.0)	0(-)	0(-)	0(0.0)	0(-)	0(-)	1(100.0)	0(-)
12 公衆電話所	1(100.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	1(100.0)	1(100.0)
13 カウンター	11(23.4)	5(20.8)	4(15.4)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	36(76.6)	19(79.2)	22(84.6)
14 案内標示	5(12.8)	0(0.0)	1(4.2)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	34(87.2)	24(100.0)	23(95.8)
15 改札口	2(66.7)	0(0.0)	2(66.7)	1(33.3)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	1(100.0)	1(33.3)
16 授乳場所	17(50.0)	2(13.3)	3(17.6)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	17(50.0)	13(86.7)	14(82.4)

【令和2年度の状況と分析】

【令和2年度の状況】

「全ての項目に適合している」割合が高いのは、改札口（66.7%）、出入口（45.9%）となっており、「全項目において基準に適合していない」割合が高いのは、公衆電話所（100.0%）、案内標示（95.8%）、カウンター（84.6%）、授乳場所（82.4%）となっている。

【令和2年度の分析】

届出件数は、令和元年度（39件）と比較しほぼ同数となっているが、平成30年度からは大きく減少している。理由としては、「ホテル・旅館等」および「学校」についてはある程度充足したと考えられるが、「物品販売業を営む店舗」および「飲食店等」については、そのほかに新型コロナウイルス感染症の影響もあると考えられる。

また、出入口や階段、敷地内通路など利用者の利用機会が多いと考えられる箇所では、ほぼ全ての施設が基準に適合している一方で、カウンターや案内標示が全項目において適合していない割合が高く、限られた敷地・建築面積の中で基準に適合したものを設置するスペースの確保が困難な事情があるものと考えられる。